

# 医療費が高額になる患者さんへ

## ～高額療養費制度について～

医療費の負担が重くならないよう、病院や薬局で支払った額が1ヶ月（暦月：1日～末日迄）

上限額を超えた場合に、その超えた額を支給する制度を『**高額療養費制度**』といいます。

上限額は、年齢や所得に応じて定められています。（裏面をご参照ください。）

◎高額療養費制度は2種類あります。

### ①事後申請

病院や薬局へ支払い後に保険者へ申請することで、自己限度額との差額が還付支給されます。

### ②事前申請

事前に保険者へ申請し、発行された「限度額認定証」を病院へお持ちください。

提示確認月から病院で支払う保険診療分の自己負担限度額が限度額までの金額となります。

◎申請窓口・お問い合わせ先

- ・国民健康保険の方は、各市町村へ
- ・社会保険の方は、保険証に記載されている保険者へ

◎その他ご案内

- ・限度額の適応は同一月、同一医療機関（入院・外来別、医科・歯科別）での受診が対象です。

※海老名総合病院と海老名メディカルプラザは別医療機関となります。

- ・病院の窓口では、必ず「保険証」に「限度額認定証」を添えて提出してください。



## 70歳以上の方（平成30年8月より）



適用区分 / 所得		暦月の自己負担限度額 外来（個人ごと）
現役並み所得 (3割)	Ⅲ 課税所得 690万円以上	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
	Ⅱ 課税所得 380万円以上	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
	Ⅰ 課税所得 145万円以上	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
一般(1割・2割)		18,000円
低所得Ⅱ		※8,000円
低所得Ⅰ		※8,000円

・区分が現役並みⅠ及びⅡの方は保険証と合わせて限度額認定証を病院に提示することで自己負担限度額までのお支払いとなります。

・区分が一般、現役並みⅢの方は、保険証を医療機関に提示することで自己負担限度額までのお支払いとなります。  
(区分が一般、現役並みⅢの方は限度額適用認定証は発行されません。)

※低所得者(住民税非課税世帯等)に該当する方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

## 70歳未満の方（平成30年8月より）

適用区分 / 所得		暦月の自己負担限度額
ア	年収約1,160万円～	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%
イ	年収約770～1,160万円	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%
ウ	年収約370～約770万円	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%
エ	～年収約370万円	57,600円
オ	住民税非課税	35,400円

※ご加入の保険者へ申請することにより、上記の自己負担限度額になります。

『限度額認定証』を提示しない限り、病院での窓口負担は上記の金額となりませんのでご注意ください。